

5号：業況の悪化している業種（全国的）

（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

認定要件

国の指定する業種に属する事業を営んでいる中小企業者のうち（イ）、（ロ）、（ハ）いずれかの要件に該当する人が対象になります。

（イ）	最近3ヶ月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少していること。
（ロ）	1. 売上原価の20%以上を原油が占めていること。 2. 原油などの最近1ヶ月間における平均仕入れ価格が前年同期と比較して、20%以上上昇していること。 3. 最近3ヶ月間の売上高に占める原油など仕入れ価格が、前年同期を上回っていること。
（ハ）	円高の影響によって、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で10%減少することが見込まれること。

※ 複数の業種を兼業している場合は、次の兼業要件1から3のいずれかを満たせば認定の対象になります。

なお、「主たる事業」とは当該中小企業者にとって最近1年間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高）の最も大きい事業をいいます。

兼業要件1	営んでいる事業が属する細分類業種がすべて指定業種であることが確認できる場合は、企業全体について（イ）・（ロ）・（ハ）のいずれかの要件を満たすこと。
兼業要件2	営んでいる複数の事業のうち、主たる業種を確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種である場合には「主たる業種」及び「企業全体」の双方について、（イ）・（ロ）・（ハ）のいずれかの要件を満たすこと。
兼業要件3	1つ以上の指定業種に属する事業を営んでいることが確認でき、指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、（イ）・（ロ）・（ハ）のいずれかの要件を満たすこと。

必要書類

<p>(イ)・(ロ) 共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請書 2通 ・ 企業等の概要がわかる書類 (ない場合は、様式を準備しております。) ・ 試算表や売上台帳または月次の損益計算書など、最近3ヶ月間の売上高または販売数量(建設業などにあつては、完成工事高または受注残高)、および前年同期の同売上高を証明する書類 ・ 業種を確認できる資料(認可証の必要な業種については認可証の写し、法人の場合は登記事項証明書の写しなど)
<p>(ロ) の場合、右記の書類を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試算表や売上台帳または月次の損益計算書など、最近3ヶ月間の原油などの仕入価格、および前年同期の同仕入価格などを証明する書類 ・ 原油などの最近1ヶ月の平均仕入価格および前年同期の同仕入価格が確認できる資料
<p>(ハ) の場合の提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定申請書 2通 ・ 企業等の概要がわかる書類 (ない場合は、様式を準備しております。) ・ 試算表や売上台帳または月次の損益計算書など、最近1ヶ月間の売上高または販売数量(建設業などにあつては、完成工事高または受注残高)、および前年同期の同売上高を証明する書類 ・ 売上計画書等の最近1ヵ月後の2ヶ月間の売上見込みが確認できる資料 ・ 業種を確認できる資料(認可証の必要な業種については認可証の写し、法人の場合は登記事項証明書の写しなど)